



北谷町に引越しされた方へ

手続きチェックシート 転入

忘れずにお持ちください

転入届

住み始めた日から **14 日以内**に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」
(マイナンバーカードをお持ちの方には原則発行されません)
- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
- ・外国人の方は「**(特定)在留カード**」または「**(特定)特別永住者証明書**」

受付窓口
住民課

関連する手続きは
次のとおりです。

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

1点で
本人確認
できるもの

マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が必要なもの

資格確認書

介護保険証

そのほか、

- ・年金手帳
- ・顔写真付きの社員証
- ・学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き
本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

転入

に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身で確認してください

住所 戸籍	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
	マイナンバーカードをお持ちの方	住所変更	・マイナンバーカード ・暗証番号（数字 4 桁、英数字 6 ～16 桁の 2 種類） ※代理人によるお手続きで暗証番号が 不明な場合、お手続きができないこ とがあります		住 民 課	
	印鑑登録が必要な方	印鑑登録	※受付窓口でご相談ください			
保険 年金	国民健康保険に加入する方					
	→74 歳までの方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書の交付 (マイナ保険証をお持ちではない方のみ)				
	→世帯に後期高齢者医療制度の 加入者がいる方	保険料の軽減有無確認	(お持ちの方) ・特定同一世帯所属者証明書			
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の 資格が切れた方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書の交付 (マイナ保険証をお持ちではない方のみ)	・勤務先の健康保険の 資格喪失証明書		保健衛生課	
	→各種認定証（病院での支払が一定 金額までになる証明書）が必要な方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請				
	75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	・資格確認書の交付 (マイナ保険証をお持ちではない方のみ)				
	→沖縄県外から転入した方	負担区分の確認	(前の住所地で発行された) ・負担区分等証明書		保健衛生課	
	→特定疾病療養受療証が新たに必要な方	特定疾病療養受療証の申請	※県内で引越した方で、今までお持ち だった方は申請不要			
	厚生年金保険等の資格を喪失した方 配偶者の扶養から外れた方	・国民年金の加入 (20 歳から 60 歳未満)	・勤務先の健康保険の 資格喪失証明書			
	年金を受給中の方	年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ	※マイナンバーが「未収録、抑止」の 方は窓口でご相談ください		住 民 課	

高 齢	65 歳以上の方	介護保険の加入 (保険証は後日郵送)			
	前の住所地で要介護認定を受けていた方	要介護認定の相談	転入日から14日以内 ※期日を過ぎると引継 ぎできません。	(お持ちの方) ・介護保険受給資格証明書	福 祉 課
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など		
	特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方	障がい福祉サービスのご案内			
	自立支援医療受給者証をお持ちの方	受給者証の変更届 (変更後の受給者証は後日郵送)	・自立支援医療受給者証 ・マイナンバーの確認できる書類		
	重度心身障がい者の医療費受給資格を 持っていた方	重度心身障がい者の医療費助成の 相談・申請	・健康保険の資格が分かるもの ・障害者手帳(身体・療育・精神) ・同意書(受付窓口でお渡しします) ※認印が必要な場合があります	福 祉 課	
	「障害福祉サービス」又は「児童通所支援」 を利用の方	障害福祉サービス・児童通所支援の 申請	・障害者手帳 ・マイナンバーの確認できる書類		
	「特別障害者手当」又は「障害児福祉手当」 の支給に該当する方	・特別障害者手当 ・障害児福祉手当の同意書、認定 請求書、所得状況届	・所得課税証明書 ・預金通帳 ・マイナンバーの確認できる書類		
こども	小学生・中学生のお子さんがいる方	転校手続き (入学通知書の交付)	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書		学校教育課
	0 歳～高校生世代のお子さんがいる方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください	・マイナンバーの確認できる書類 ・請求者の通帳 ※公金受取口座の場合は通帳不要 ※必要なものが揃っていない場合もお立 ち寄りください。		子ども家庭課
		転出予定日の翌日から 起算して15日以内			
	0 歳～1 歳未満のお子さんがいる方	子ども医療費助成の相談・申請	・身分証明書(保護者) ・健康保険の資格がわかるもの(子) ・口座情報が確認できるもの(保護者) ※認印が必要な場合があります		保健相談センター 098-936-4336
		・育児学級・離乳食実習のご案内 ・産後ケアの申請	※お問い合わせください		
	0 歳～2 歳のお子さんがいる方	指定ごみ袋の給付	・2 歳未満の乳幼児の生年月日が 確認できるもの(母子(親子)健康 手帳、医療保険の資格確認書等)		保健相談センター (環境衛生係) 098-982-7033
	0 歳～就学前のお子さんがいる方	乳幼児健診・予防接種等の相談	・母子(親子)健康手帳		
	妊娠中の方	妊産婦健康診査受診票の交付	・母子(親子)健康手帳 ・前住所地の妊産婦健康診査受診票		保健相談センター 098-936-4336
	妊娠中(初産)の方と配偶者の方	両親学級のご案内	※お問い合わせください		
	放課後児童クラブの利用を希望する方	児童クラブ入会	・雇用証明書など		
	保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください		
	6 ヶ月～3 歳未満のお子さんがいる方	こども誰でも通園支援制度の利 用・申請			
	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください		子ども家庭課
		母子及び父子家庭等医療費助成の 相談・申請	※受付窓口でご相談ください		
	特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください		
税・料金	上下水道を使用する方	使用開始申込み			上下水道課 098-936-3923
	海外から転入される方で納税管理人を定めている方	納税管理人の解任			
	税等の口座振替を希望する方	口座振替の申請	・預金通帳 ・通帳の届出印		税 務 課
	原付バイク・小型特殊を所有している方	所有申告(軽自動車税)	※受付窓口でご相談ください		
	軽自動車を所有している方	※軽自動車検査協会でご相談ください			軽自動車検査協会 050-3816-3126
	自動二輪(250 cc超)、250 cc以下のオートバ イを所有している方	※沖縄総合事務局 陸運事務所でご相談ください			陸運事務所 098-877-5140
その他	犬を飼っている方	犬の登録	前の住所地で発行された ・鑑札 ・狂犬病予防注射済票		保健相談センター (環境衛生係) 098-982-7033
	ごみの出し方のご案内		※ごみの出し方パンフレットをご覧ください		
	町営住宅に入居を希望する方 または町営住宅に同居する方	町営住宅入居の相談 町営住宅の同居手続き	※受付窓口でご相談ください		都市計画課



北谷町役場

〒904-0192

北谷町桑江一丁目1番1号

代表電話番号



098-936-1234

開庁時間

8時30分 ~ 17時15分

(土曜・日曜、祝日、慰霊の日、年末年始の閉庁日はお休みです)

令和9年1月18日から
開庁時間【9時~16時】

